

新旧対照表

旧	新														
<p><b>■要綱第4第3号に基づき知事が認めるもの</b></p> <p>要綱第4第3号の県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものであって、適正な再生利用が行われているものとして知事が認めるものは、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="282 580 1037 874"> <tr> <td>(金属ドロス)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(油類)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(家畜排せつ物による堆肥)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(金属ドロス)	(略)	(油類)	(略)	(家畜排せつ物による堆肥)	(略)	<p><b>■要綱第4第3号に基づき知事が認めるもの</b></p> <p>要綱第4第3号の県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものであって、適正な再生利用が行われているものとして知事が認めるものは、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1187 580 1942 1067"> <tr> <td>(金属ドロス)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(油類)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(家畜排せつ物による堆肥)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(建設汚泥再生品等)</td> <td>公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施する建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務において認証された建設汚泥再生品等</td> </tr> </table>	(金属ドロス)	(略)	(油類)	(略)	(家畜排せつ物による堆肥)	(略)	(建設汚泥再生品等)	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施する建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務において認証された建設汚泥再生品等
(金属ドロス)	(略)														
(油類)	(略)														
(家畜排せつ物による堆肥)	(略)														
(金属ドロス)	(略)														
(油類)	(略)														
(家畜排せつ物による堆肥)	(略)														
(建設汚泥再生品等)	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施する建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務において認証された建設汚泥再生品等														